

道営住宅入居者募集案内



宝来団地(H15/H17築)

入居申込の出来る方	---- P. 1
申込に必要な書類等	---- P. 2
入居までの手続き	---- P. 4
抽選について	---- P. 5
家賃納付・自治会・住宅設備	---- P. 5
駐車場について	---- P. 6
入居後の住替えについて	---- P. 6
入居後の家賃・収入申告について	---- P. 6

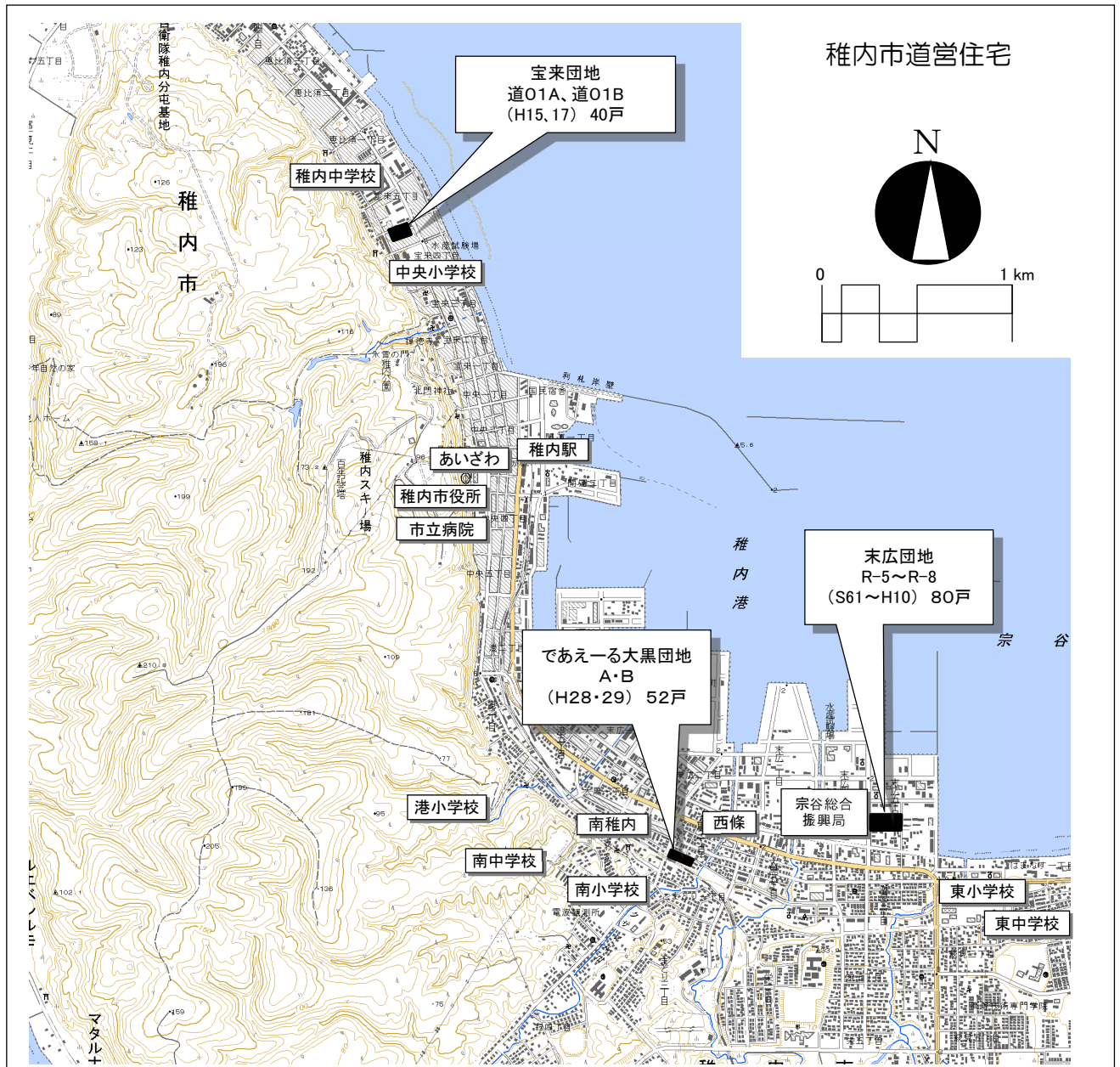
申込みにあたってのご注意

- ①申込みは1度の募集につき1世帯1戸に限ります。
- ②申込書その他の提出書類に虚偽があった場合は当選しても失格となります。
- ③申込書に記入のない方は入居できません。
- ③持ち家のある方は原則申込みできません。

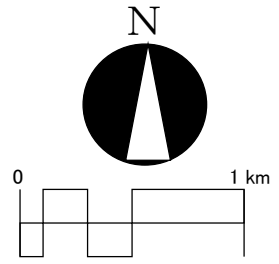
道営住宅の入居募集は、下記のとおり年4回行います。

第1回	5～6月頃	第2回	8～9月頃
第3回	11～12月頃	第4回	1～2月頃

ただし、空き家が出ない等の場合中止することがあります。



稚内市道営住宅



道営住宅管理一覧

団地名	竣工年度	号棟	住 所	構造	代表面積 m ²	形式	戸数	備考
末広	S61	R5	稚内市末広5丁目4番1	中耐(4)	64.7	3LDK	4	部屋番号末尾5
					69.2	3LDK	16	
					74.2	4LDK	4	部屋番号末尾6
	S62	R6	稚内市末広5丁目4番20	中耐(4)	69.2	3LDK	24	
	H3	R7	稚内市末広5丁目4番15	中耐(4)	78.4	3LDK	16	
	H10	R8	稚内市末広5丁目4番11	中耐(4)	62.3	2LDK	2	車椅子仕様
65.2					2LDK	2	高齢者等	
72.0					3LDK	12	一般	
宝来	H15	01A	稚内市宝来4丁目7番18	中耐(5)	51.3	2DK	5	単身世帯向け
					59.6	2LDK	5	
					72.0	3LDK	10	
	H17	01B		中耐(5)	59.6	2LDK	10	
					72.0	3LDK	10	
であえーる大黒	H28・29	A・B	稚内市大黒3丁目1番15	中耐(4)	47.1	2DK	8	単身世帯向け
					56.9	2LDK	16	
					70.3	3LDK	12	
					56.9	2LDK	16	子育て世帯向け
合 計							172	

※末広団地の1階住戸は高齢者向け住宅です

入居の申込みが可能な方

道営住宅の入居の申込みには、次の要件が必要です。

1 基本的な要件

- (1) 現在、住宅に困窮していること。
- (2) 世帯全員の所得の合計が定められた基準内であること。
- (3) 外国籍の方は、住民票の交付が可能な者であること。
- (4) 申込者及び同居しようとする者が暴力団員でないこと。

- イ 住宅以外の建物に居住し、または保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している方
- ロ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている方、または住宅がないため親族と同居することができない方
- ハ 住宅の規模、設備または世帯構成との関係から衛生上または風教上不適当な居住状態にある方
- ニ 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している方（※ 自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く）
- ホ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方、または収入または収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている方
- ハ その他、住宅に困窮していることが明らかなる方

2 住宅の募集区分によって必要な要件

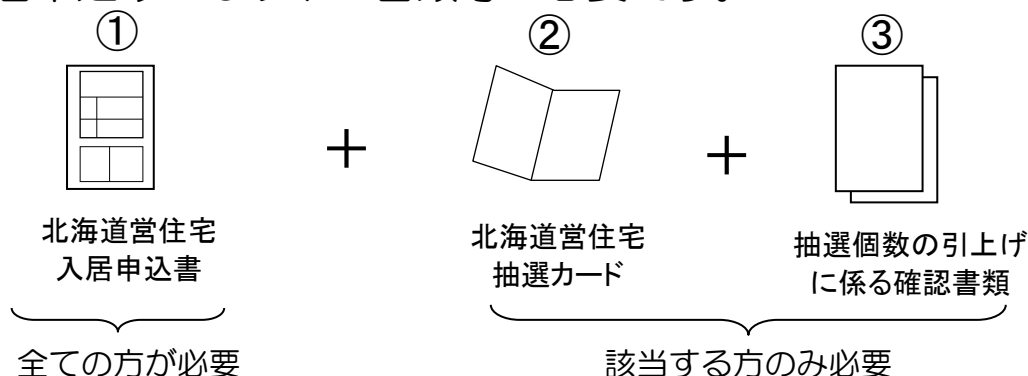
住宅の種類により、上に加えて次の要件を満たすことが必要です。

区分	一般住宅	高齢者等向け住宅 (特定目的住宅) (※)
世帯向け	同居する親族がいる方	次のいずれかに該当すること。 ① 申込者が60歳以上で、同居しようとする方が60歳以上または18歳未満の親族の方のみであること。 ② 夫婦のみで入居する場合は、夫婦いずれかが60歳以上であること。 ③ 申込者または同居しようとする方に、身体の障害をお持ちの方がいて、その障害の程度が1級～4級であること。
単身向け	単身者の方	次のいずれかに該当すること。 ① 60歳以上の方 ② 身体に障がいをお持ちの方で、その障害の程度が1級～4級であること。

(※) 特定目的住宅とは、一定の条件を満たす方のための住宅です。
他に子育て世帯向け、大家族世帯向け、転入世帯向けなどがあります。

入居申込に必要な書類等

入居申込みには以下の書類等が必要です。



- ① 北海道営住宅入居申込書（用紙別添）
 - ・記入例を参考に、記入捺印してください。また、裏面もありますのでご注意ください。
- ② 北海道営住宅抽選カード（連続落選の倍率優遇に必要です）
 - ・過去に道営住宅に申し込まれた方は、必ずお持ちください。
 - ・紛失の場合、倍率優遇は受けられませんのでご了承ください。
- ③ 抽選個数の引き上げに係る確認書類
 - ・確認書類を提示することで、該当の項目ごとに抽選個数を1個ずつ付与することができます。

区分	状況	必要書類等
高齢者	★本人が60歳以上の方で、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・同居者が60歳以上か18歳未満のみの方 ・同居者が配偶者のみの方 ・同居者が配偶者と18歳未満のみの方 ・同居者がいない方 ★同居者が60歳以上の配偶者のみの方 ★同居者が60歳以上の配偶者と18歳未満のみの方	住民票謄本、健康保険証など年齢を証明できる書類
子育て世帯	小学生以下のお子さんがある世帯	
大家族世帯	5人以上世帯または18歳未満の同居者が3人以上の世帯	
新婚世帯	本人及び同居する配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない方	戸籍謄本・住民票謄本など婚姻関係を証明する書類
母子・父子世帯	寡夫の方が20歳未満のお子さんと同居する世帯	戸籍謄本・ひとり親家庭等医療費受給者証など母子・父子世帯を証明する書類
障がい者	本人または同居の方が身体障がい、精神障がい等の認定を受けている方	交付を受けている手帳や証明、判定書等
海外引揚者	海外からの引揚者で引き揚げ後5年未満の方 ※引揚者とは終戦後の事態に基づき海外から永住を目的として帰国される方です。	北海道援護事務主管課長の証明書
DV被害者	DV防止法による被害者の方で、保護や保護命令から5年未満の方等	婦人相談所長の証明書、裁判所の保護命令決定書
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者の方で住居に困窮している方	犯罪被害者であることの申立書
転入世帯	他の市町村から転入される方	住民票謄本

資格審査に必要な書類等

当選された方は、後日資格審査を行います。
資格審査の際に以下の書類等を提出していただきます。
また、入居申込時の書類と相違があった場合は、当選取消となることがありますので、予めご承知おきください。

1 収入を確認する書類

・収入の種類や期間に応じて次の書類を提出してください。同居の方も必要です。

区分	期間・状況	証明書類	備考
お勤めの方	現在のお勤め先に昨年一年間勤めていた	給与の源泉徴収票	勤務先発行のもの（写し可）
	昨年一年間の間に新たに就職、または転職した。 （季節雇用を含む）	給与証明書 （別記第1号様式）	添付の用紙を用いて勤務先で発行
年金の方	年金、恩給等で生活している	公的年金の源泉徴収票・直近の改定通知書、年金振込通知書	左記のいずれか一つ（写し可）
自営業の方	昨年一年間自営業をしていた	確定申告書（受付控え）	税務署の受付印のあるもの（写し可）
その他	高校生以上で無職無収入	無職無収入申出書 （雇用保険受給者は受給カード写し）	添付の用紙を用いて本人記入捺印
	生活保護受給	生活保護受給証明書	市役所等で発行

複数の区分に該当する方はそれぞれ提出が必要です。
上記に当てはまらない場合やご不明な点はお問い合わせください。

2 入居予定の方、全員の住民票（省略なし）

3 同意書（暴力団員の照会に係るもの）

4 障がい者であることを証明する書類（障がいをお持ちの方のみ）

・身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、養育手帳、戦傷病者手帳など

5 婚約証明書（3ヶ月以内に同居入籍予定の方）

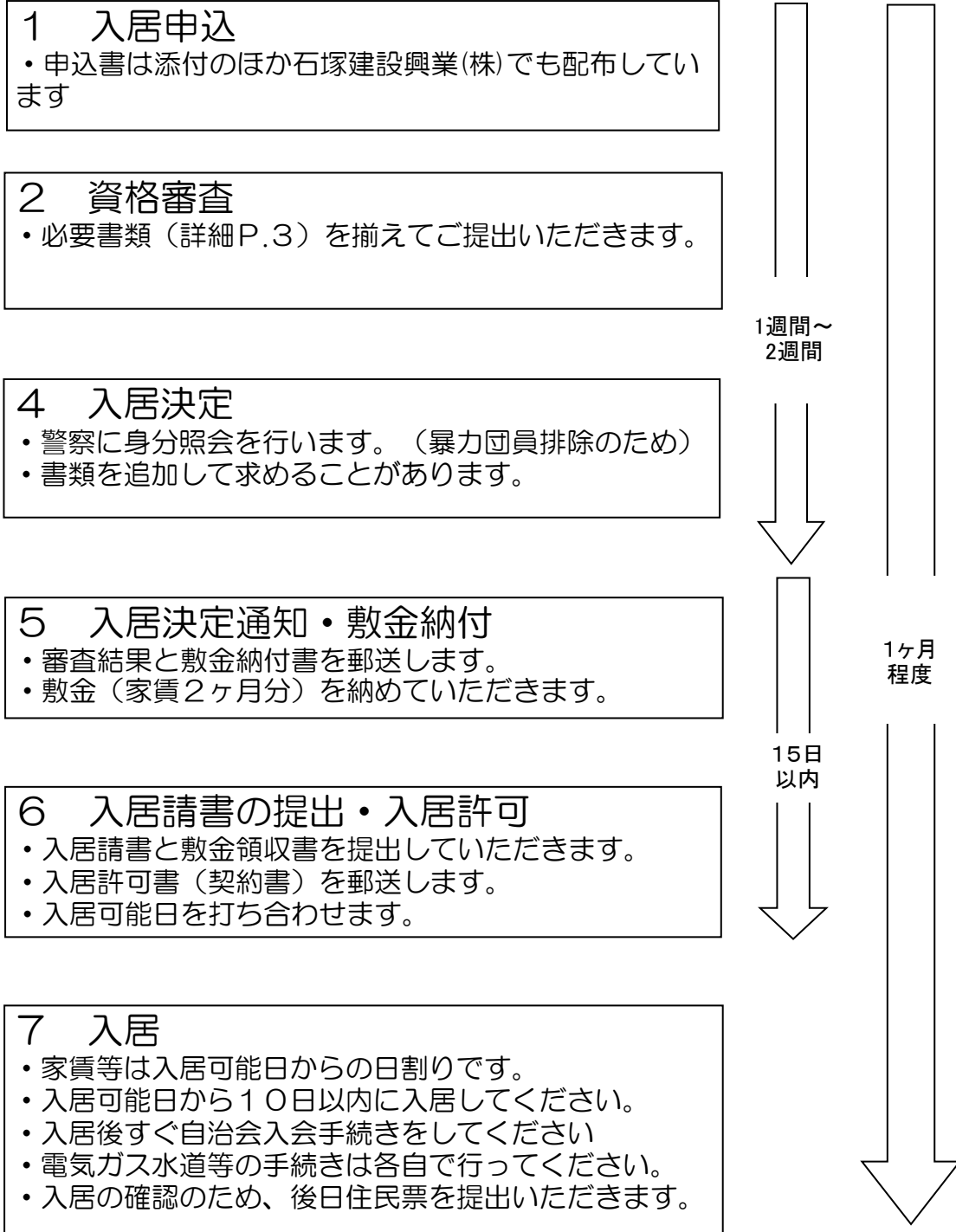
※ 証明者の住民票も添付

6 その他

※ 特殊事情がある場合は、別途提出していただきますので、予めご承知おきください。

入居までの手続き

当選から入居までには1ヶ月程度の期間が必要です。



家賃納付・自治会・住宅設備等

- 家賃は、毎月分をその月の末日までに納入していただきます。
なお、家賃の納付は口座引き落としが便利ですからぜひご利用ください。
- 入居者は、全員自治会に加入していただきます。
道営住宅は共同住宅ですから、入居者の皆さんが共同で処理しなければならないことがたくさんあります。そのための共益費（階段ホール、外灯、エレベータ、給水設備などの電気代、排水管、側溝などの清掃費、冬期間の除雪費等）は入居者が共同で負担していただきます。
自治会費 2,000～3,000円/月程度 ※棟・時期によって異なります。
- 風呂釜等はリース制度になっていますので、ガス会社と契約していただきます。
リース代金 2,600円/月程度
- 他の入居者の方が迷惑に思うことがありますので犬猫などの飼育はできません。
- 次のものは各自で取付となっています。
カーテンレール、各室の照明器具
灯油タンク(90L)
ストーブ（末広R5は煙突式、末広R6～R7は煙突式、FF式両方可、
末広R8はFF式が設置できます）
瞬間湯沸かし器等 末広団地R5～R7は入居者で設置、
末広団地R8、宝来団地、大黒団地はボイラー設置済み
- 屋外には物置があります。（1戸につき半坪程度）

駐車場について

- 自動車は1住戸1台の駐車を原則とします。ただし、空き駐車スペースがある場合、2台目以上を許可することがあります。（2台目以上の許可は申込順）
- 自動車を2台以上お持ちで駐車場の使用許可のない方及び基準寸法を超える自動車を保有の方は民間駐車場等をご利用ください。
- 駐車場利用の内容
 - (1) 自動車の大きさは、長さ500cm以内、幅180cm以内
上記を超える車は駐車できません。（車庫証明も発行できません）
 - (2) 申込できる方は、道営住宅入居名義人または入居者台帳に登載される同居人に限ります。

入居後の家賃・収入申告等について

道営住宅では、収入に応じて家賃が変わりますので、毎年収入の申告をしていただきます。

収入申告が無い場合は、その住宅の最も高い家賃が課されますのでご注意ください。

- 毎年夏（7～8月）に「収入申告書」を提出していただき、収入額と住宅要目（利便性・経過年数・規模など）をもとに、次年度の家賃を決定します。
- 従って、入居後において、家族が異動（出生、転出等）もしくは収入のある方に変更が生じた場合は、必ず届出が必要になります。（家賃が変わります）

入居後の住み替えについて

道営住宅や他の市町村営住宅では、入居後の住み替え（もしくは他の公営住宅への入居申込み）は原則できませんが、以下のような事情がある場合などは住み替えや入居申込みが出来ることもありますので、詳しくはご相談ください。

- 入居後の家族数の増減により、現在の住宅が狭すぎる（または広すぎる）場合
- 入居者や同居者が身体機能上の制限を受けた場合
- 浴室のない公営住宅入居者が浴室付きの道営住宅に入居希望する場合
- 医療機関に長期通院をするときより近い道営住宅に入居希望する場合
- 親族の居住地に最も近い道営住宅に入居希望する場合

その他

◇郵送による入居申込みについて

入居申込みにあたっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないなど持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受付けます。

なお、郵送による申込みについては、次のことに留意してください。

- ① 申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。
- ② 申込書類に不備が見つかった場合には、記載内容を確認するため、電話にて問い合わせさせていただくとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますので、予めご了解ください。
- ③ 受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・切手貼付のもの）を同封してください。
- ④ 申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意ください。

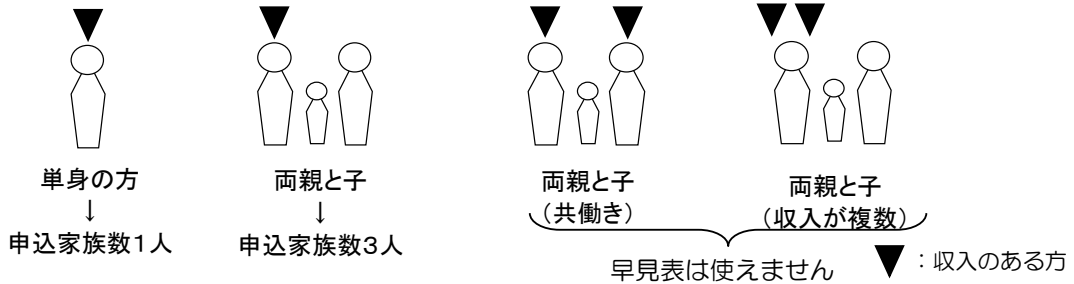
◇抽選結果について

抽選日から1週間、石塚建設興業（株）で掲示するほか、抽選日の翌日から石塚建設興業（株）のHPでもご覧いただけます。

なお、抽選結果については、抽選日から5日以内に当選者（仮当選者）の方へ連絡いたしますが、落選者の方へは連絡いたしませんので、予めご了解願います。

入居収入基準について

収入のある方が1人の場合、早見表で入居可能な収入上限額がわかります。
 収入のある方が2人以上の場合や収入が複数（お勤め・年金など）の場合、また特別控除がある場合は早見表は使えません。（次ページの方法で計算してください）



1 お勤めの方の収入上限の早見表 (円)

階層	収入基準	申込家族数 (同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	214,000	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

2 年金の方の収入上限の早見表 (円) ※ 65歳以上の場合 (非課税年金は算定対象外)

階層	収入基準	申込家族数 (同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	3,096,011	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,366	
裁量階層	214,000	3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955	

3 自営の方の収入上限の早見表 (円)

階層	収入基準	申込家族数 (同居しない扶養親族含む)					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
裁量階層	214,000	2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011

<裁量階層について>

裁量階層とは、次のいずれかに該当する世帯です。

- ① 入居者または同居者が、障害者基本法第2条第1項に規定する障害のある場合
 - ア 身体障がい 1級から4級
 - イ 精神障がい 1級から2級
 - ウ 知的障がい「イ 精神障がい」と同程度
- ② 入居者が60歳以上(※)で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上(※)または18歳未満の方である場合
- ③ 入居者又は同居者の方が、戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度である場合
- ④ 入居者又は同居者の方が、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている場合
- ⑤ 入居者又は同居者の方が、海外から日本に引き揚げたから5年を経過していない場合
- ⑥ 同居者に中学校の就学前の方がいる場合
- ⑦ 同居者に18歳未満の者が3名以上いる場合
- ⑧ 入居者及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していない場合。

(※) 公営住宅法施行令改正の経過措置により、昭和35年4月1日以前に生まれた方については、60歳以上とみなします。

○令和2年1月1日から施行された改正所得税法の基づいて収入（政令月収）を算定する場合は、下記により算定してください。

Q 令和2年1月1日から施行された改正所得税法に基づいて収入（政令月収）を算定する場合とは？
 A 令和2年1月1日以降に就職したり、年金等の所得を新たに得ることになった場合、改正所得税法に基づいて収入（政令月収）を計算することになります。

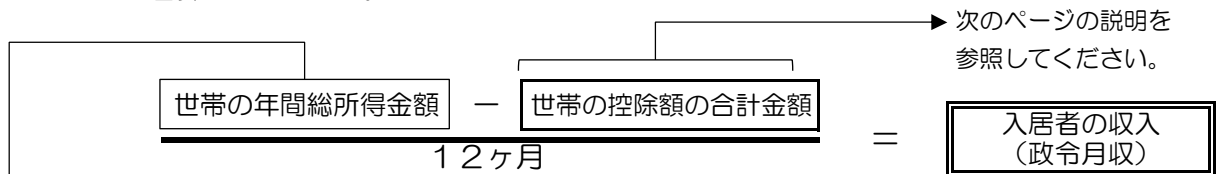
なお、「公営住宅法施行令第1条第3号の収入認定の特例について」（昭和36年3月6日住宅発第56号、建設省住宅局長）の「一過去一年間に収入があることとなった場合」に基づき算定した場合で、令和2年1月1日以降に所得金額を算定する場合にあっては、収入の得た時期の期間にかかわらず改正所得税法に基づいて収入（政令月収）を計算することになります。

Q 入居者及び同居者で平成30年12月以前から所得を有している者と、令和2年1月1日以降に就職したり、年金等の所得を新たに得ることとなった者がいる場合の算定は？

A 複数の所得がある場合は、各所得ごとの控除後の額を合計して世帯の年間所得額を算出する必要がありますので、所得ごとに（それぞれ所得税法の改正前と改正後で）算出し、合算します。

収入（政令月収）の算定式（改正所得税法の基づく収入（政令月収）の算定）

- ・収入のある方が2人以上いる場合や、1人につき複数の所得がある場合は、すべてを合算してください。



給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法
0円～550,999円	年間総所得金額＝0円
551,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額＝1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額＝1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額＝1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額＝1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その
1,800,000円～3,599,999円	答えの1円未満を切り捨てた後、4000を
3,600,000円～6,599,999円	掛け戻して得た額を右のAとする
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	年間税込総収入金額－1,950,000円

年金所得者の所得の求め方

（遺族、障害者年金の所得は0です。）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額＝0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円
65歳未満	0円～600,000円	年間総所得金額＝0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合

事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

控除対象者・控除額（改正所得税法の基づく収入(政令月収)の算定）

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いて下さい。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額
1 親族	同居者	本人以外で道営住宅に入居している方	38万円
	別居 扶養親族	道営住宅には入居していないが、所得税法上の扶養親族である方	
特 別 控 除	2 老人扶養親族 3 同一生計配偶者が70歳以上の者	70歳以上（昭和25年10月1日以前に生まれた方）の扶養親族又は同一生計配偶者	10万円
	4 寡 婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 『夫と死別、離婚した後婚姻していない方、夫の生死が明らかでない方、又は *i) 婚姻によらないで母となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、『扶養親族又は所得金額38万円以下の生計を一にする子を有する方』 ② 『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、所得金額が500万円以下の方	27万まで (所得金額27万円未満のときはその額)
	5 寡 夫	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『妻と死別、離婚した後婚姻していない方、妻の生死が明らかでない方、又は *i) 婚姻によらないで父となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	
	6 障 害 者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります ② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級はの方は特別障害者となります。 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方、このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。	障害者 27万円
	7 特別障害者	⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧ 65歳以上（昭和30年10月1日以前に生まれた方）で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります	特別障害者 40万円
8 特定扶養親族	16歳以上23歳未満(平成9年10月2日以降平成16年10月1日以前に生まれた方)の扶養親族(配偶者は除く)	25万円	
そ の 他 控 除	9 給与所得と公的年金に係る所得の双方の所得を有する者 (所得金額調整除(租税特別処置法41条の3の3第2項))	本人又は同居者のうち給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方の所得を有する者で、給与所得控除の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)と公的年金等に係る雑所得の控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計金額から10万円を控除した後、残額がある方	10万円まで (残額が10万円未満のときはその額)
	10 給与所得者 11 公的年金等所得者	本人又は同居者のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者で、給与所得控除後の給与等の金額又は公的年金等に係る雑所得の控除後の金額ある方 ただし、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方の所得を有する方については、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の控除後の金額の合計金額から10万円(合計金額が10万円未満の場合はその額)の控除となります。	10万円まで (控除後の所得金額10万円未満のときはその額)

(注1) 特別控除(2,4~7)は所得税法上認定された方であることが必要です。(*i、*jを除く)

(注2) その他控除(9)は給与所得、公的年金等に係る雑所得が双方ともに改正所得税法に基づき算定されていることが必要です。